

諮問番号：平成28年度諮問第1号

答申番号：平成28年度川行審答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

平成28年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定処分を取り消し、寡婦控除と同等の控除を適用した新たな課税処分を行うよう求める。

##### (2) 審査請求の理由

審査請求人は、妻と離婚後、生計を一にする子を養育しているが、前年の合計所得金額が500万円を超えていたため、寡夫控除が適用されることなく、平成28年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定処分がなされた。

審査請求人が女性であれば、前年の合計所得金額に関係なく年26万円の寡婦控除が認められるが、男性の場合、合計所得金額が500万円以下でなければ寡夫控除の対象とならず、控除が認められない。

この決定処分は、公平な租税負担の原則に反するものであり、法の下での平等を定めた憲法第14条第1項にも反することから、寡婦控除と同等の控除を、男性のひとり親にも認めるべきである。

#### 2 審査庁の主張

##### (1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

##### (2) 理由

審査請求人への市民税・県民税特別徴収税額の決定処分が、地方税法（昭和25年法律第226号）等の規定に基づき正しく行われているかどうかについてのみ、審理を実施した。

そこで、審査請求人の前年の給与所得等の情報を基に、法令の規定に照らし、審査請求人の平成28年度市民税・県民税の課税額を算出したところ、違法・不当な点は見当たらなかった。

審査請求人の寡婦控除と寡夫控除との適用要件の差異は、憲法第14条第1項に違反するとの主張については、審査庁としては、処分の根拠となる法令の合憲性について判断する権限を有するものではない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### (1) 本件処分について

前年の給与所得等の情報を基に、法令の規定に照らし、審査請求人の平成28年度市民税・県民税の課税額を算出した結果は、審査請求人が証拠書類として提出した「平成28年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の記載内容と一致している。

審査請求人が適用を求めている寡夫控除については、審査請求人が地方税法の定める要件に該当しないことから、適用することはできないものである。

本件処分は、審査請求人の給与収入、扶養の対象、社会保険料・生命保険料の支払状況等に基づき、地方税法等の法令を正確に適用してなされているものと認められ、違法・不当な点は見当たらない。

##### (2) 憲法違反であるとの主張について

審査請求人は、審査請求書別紙「審査請求の理由」の中で、離婚後、3人の子を養育している審査請求人が、女性であれば前年の合計所得金額に関係なく寡婦控除が認められるのに対し、男性であるために合計所得金額500万円以下という寡夫控除の要件に該当せず控除を受けられないのは、法の下での平等を定めた憲法第14条第1項に違反する旨主張している。

しかしながら、上記(1)のとおり地方税法等の法令に従い適正に行われた本件処分を憲法違反であるとするなら、当該法令自体が憲法に違反するか否かを判断しなければならないところ、審査庁はかかる権限を有するものではなく、それは司法審査によるべき問題である。

### 第4 調査審議の経過

平成28年11月9日 諮問の受付

同月29日 第1回審議

同年12月2日 審査請求人から主張書面（平成28年11月29日  
付）の提出

平成29年1月25日 第2回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審理手続の適正について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

### 2 審査会の判断について

#### (1) 本件処分について

市民税・県民税に係る制度は、地方税法に基づき、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）・神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）により定められているが、処分庁は、同法及び上記2条例の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### (2) 憲法違反であるとの主張について

審査請求人は、地方税法に定める寡婦控除と寡夫控除との適用要件の差異は憲法第14条第1項に規定する「法の下での平等」に反する旨主張するが、当審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の適否を調査審議する諮問機関であって、処分の根拠となった法令の合憲性を判断する権限を有するものではない。

#### (3) 主張書面について

審査請求人は、主張書面において、「川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱」（平成26年7月22日市長決裁）を摘示し、地方税法に定める寡婦（夫）控除と同様の所得要件の差異があることを例に挙げて、性別による不公平な税負担があると主張しているが、本件審査請求を判断する上で関連性を有しない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	安 富	潔
委員	諫 山	明 子
委員	高 岡	香